

令和2年度版

消費対策の概要

(令和元年度実績)

佐倉市消費生活センター

はじめに

令和元年度、佐倉市消費生活センターに寄せられた相談件数は、1,735件でした。前年と比べて150件ほど減少しました。近年、身に覚えのないハガキを送りつける架空請求により件数が急増していましたが、元年度下期には落ち着いてきたことが減少の要因とみられます。そしてトラブルに巻き込まれる手口は年々、巧妙かつ複雑になっており、特に高齢者が被害に遭うケースが多く見受けられます。また、具体的な相談内容では、スマートフォンの急速な普及に伴いアダルト情報サイトによる被害や、サプリメントなどの定期購入に関するトラブル、また元年度は佐倉市でも台風15号、17号の被害により、これに関する火災保険などにかかわる契約トラブルなどがありました。

これらに見られるように消費者を取り巻く社会経済環境は、規制緩和の進展や経済社会のIT化、国際化などを反映して大きく変化し、新しい商品・サービスの出現や取引方法の多様化により、消費者の選択肢が広がり消費生活が豊かになった反面、取引の方法や内容をめぐり新たなさまざまな消費者トラブルが発生しています。

このような中、本市としても、消費生活相談と消費者啓発事業をこれまで以上に充実させること、消費者の安心・安全を確保していくことが急務であると考えております。また消費者トラブルの解決は、行政の相談・啓発活動だけではなく、市民の方々との協働によって初めて消費者問題へのきめ細やかな対応が可能になると思われまます。

ここに、令和元年度の消費対策事業の実績等をまとめました。佐倉市の消費生活行政にご理解を頂き、みなさま方のご参考になれば幸いです。

令和2年9月

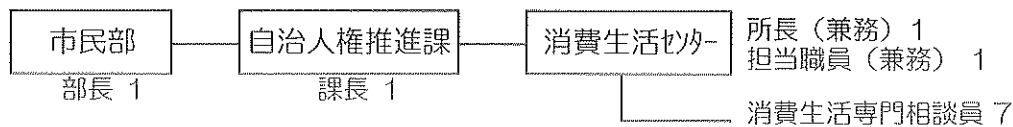
目次

I. 消費者行政の概要	1
1. 機構	3
2. 事務分掌	3
3. 消費者行政推進費・当初予算額の推移	4
4. 施設の概要	5
5. 令和元年度各事業	6
II. 消費対策事業の概要	7
1. 消費者保護事業	9
(1) 消費生活相談	9
(2) 消費者問題出前講座	12
(3) 立入検査	13
(4) 不用品交換	14
2. 消費者啓発事業	15
(1) 消費者大学	15
(2) 消費生活セミナー	16
(3) 図書貸し出し・活動コーナー利用	16
(4) 消費生活展	17
3. 管理運営事業	18
佐倉市消費生活センター運営協議会	18
III. 消費生活相談の広報活動	19
こうほう佐倉への掲載	21
ゆたかな生活への掲載	28
IV. 参考資料	36
佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例	37
佐倉市消費生活センターの管理及び運営に関する規則	40
佐倉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	44
不用品交換実施 要領	45

I 消費者行政の概要

1. 機 構

令和2年4月1日現在 単位：人



2. 事務分掌

自治人権推進課事務分掌

1. 字名及び字区域に関すること。
2. 住居表示及び住居表示審議会に関すること。
3. 法律・人権・行政相談及び結婚相談に関すること。
4. 市政についての要望等の緊急処理及び調整に関すること。
5. 行政相談委員及び市民相談員に関すること。
6. 各種相談事業を主催する関係機関との連絡調整に関すること。
7. 消費者行政の総括に関すること。
8. 佐倉市コミュニティセンターに関すること。
9. 佐倉市消費生活センターに関すること。
10. 人権擁護委員に関すること。
11. 市民協働施策の調査研究、企画及び総括に関すること。
12. 特定非営利活動団体に関すること。
13. 市民活動団体の総括に関すること。
14. 市民憲章の推進に関すること。
15. 市民協働に関する施策の推進に関すること。
16. 佐倉市市民公益活動サポートセンターに関すること。
17. 自治会、町内会等の育成及び支援に関すること。
18. 地縁団体に関すること。
19. 市民協働推進委員会に関すること。
20. コミュニティ施設（集会所）に関すること。
21. 人権施策の調査研究、企画及び調整に関すること。
22. 人権意識の普及啓発に関すること。
23. 男女平等参画計画に関すること。
24. 男女平等参画社会づくり施策の調査研究、企画及び調整に関すること。
25. 男女平等参画社会づくりの普及啓発に関すること。
26. 佐倉市男女平等参画推進センターの管理運営に関すること。

消費生活センター

1. 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。
2. 消費生活に関する講座等の開催及び資料等の展示に関すること。
3. 消費生活に関する情報の収集及び提供に関すること。
4. 消費者に対する自主活動の場の提供に関すること。
5. 家庭用品品質表示法（昭和36年法律第104号）に関すること。
6. 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に関すること。
7. その他消費生活センターの設置目的を達成するために必要な業務。

3. 消費者行政推進費・当初予算額の推移

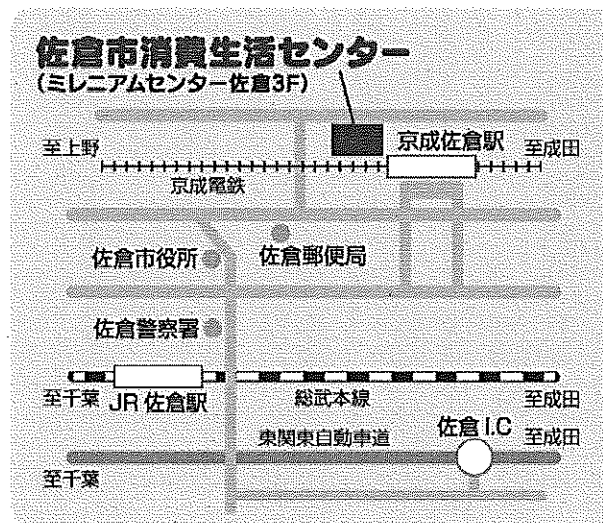
(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
消費者行政推進費	13,412	13,347	13,346	15,347
1. 消費者保護及び相談事業費	10,132	10,233	10,242	12,406
消費生活相談員報酬	9,716	9,716	9,716	8,832
職員手当等	—	—	—	1,014
社会保険料	—	—	—	1,363
報償費	300	300	300	300
普通旅費	15	15	15	12
特別旅費	—	—	12	11
相談員通勤費	—	—	—	602
相談員出張費	—	—	—	76
消耗品	63	164	158	159
手数料	10	10	10	8
各種研修負担金	20	20	23	21
県消費生活センター連絡協議会負担金	8	8	8	8
2. 消費者啓発事業費	2,963	2,898	2,888	2,732
講師謝礼（消費者大学・消費生活セミナー）	320	280	280	240
普通旅費	10	6	6	4
消耗品	451	451	456	446
食糧費	2	2	2	2
印刷製本費（ゆたかな生活等）	662	653	661	652
通信費	10	10	—	—
手数料	602	590	583	542
消費生活展事業委託料	906	906	900	846
3. 消費生活センター管理運営費	317	216	216	209
運営協議会委員報酬（13人分）	184	184	184	184
費用弁償	12	12	12	11
消耗品費	111	10	14	10
食糧費	4	4	—	—
通信費	6	6	6	4

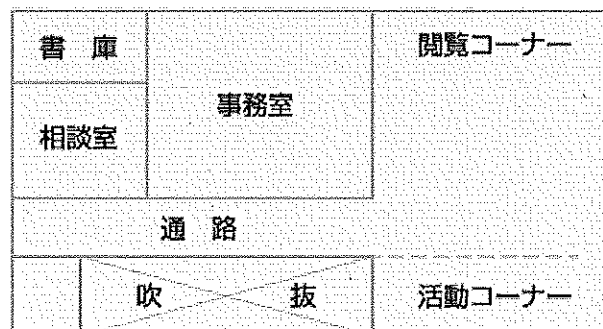
4. 施設の概要

1. 名称 佐倉市 消費生活センター
2. 所在地 〒285-0005
佐倉市宮前三丁目4番地1 ミレニアムセンター佐倉 3階
3. 開設年月日 平成12年11月1日
4. 開所時間 月～金曜日 及び 毎月第3土曜日 9:00～17:00
相談時間 9:00～12:00 ・ 13:00～16:00
5. 施設の規模 相談室1・2、閲覧コーナー、活動コーナー、事務室
6. 電話 相談員専用 043-483-4999
ダイヤルイン 043-483-3010
FAX 043-483-8604

7. センター案内図



8. センター見取図



5. 令和元年度 各事業

消費者保護事業

消費生活相談 月～金・毎月 第3土曜日
消費生活センター（ミレニアムセンター佐倉3階）

消費者啓発事業

消費者大学（年度6回）

消費生活セミナー（年度2回）

消費者問題出前講座（相談員による随時）

広報紙による情報提供（こうほう佐倉毎月15日号）

消費者啓発紙の発行（「ゆたかな生活」年度2回）

図書等の貸し出し

啓発パネルの展示

消費生活展

管理運営事業

消費生活センター運営協議会

Ⅱ 消費対策事業の概要

1. 消費者保護事業

(1) 消費生活相談

消費者保護の立場から、消費生活の安全及び向上を図るための施策として、商品やサービス等の消費生活相談を実施しています。

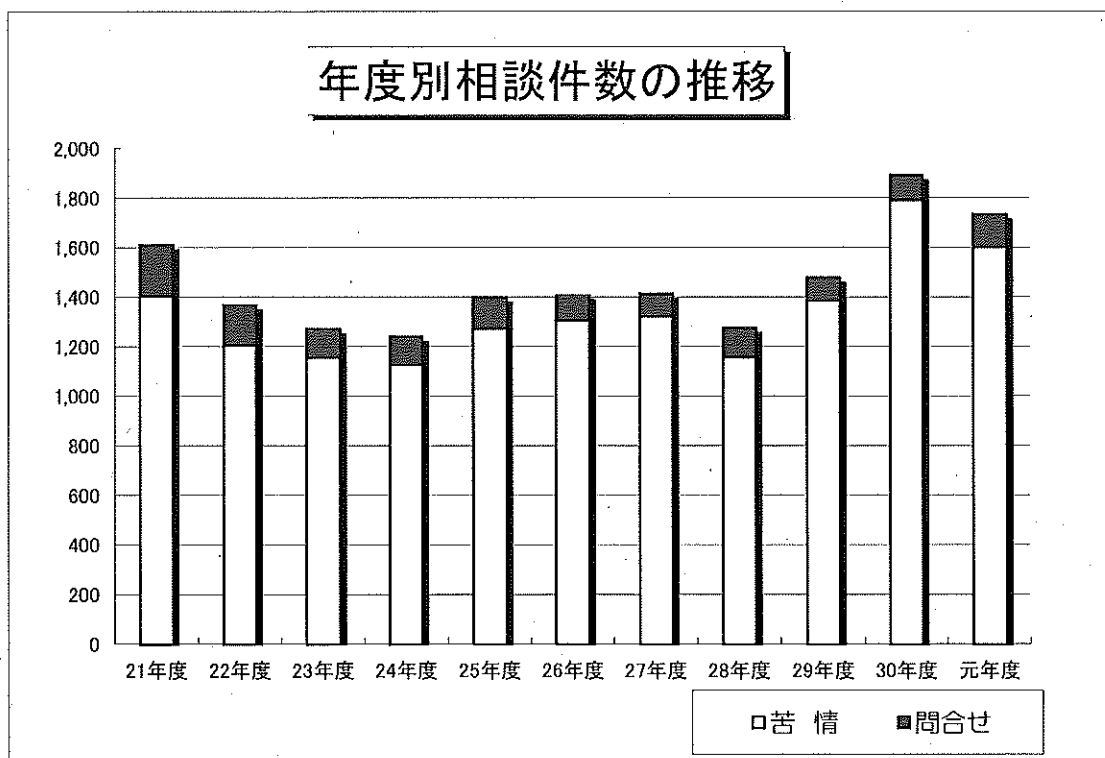
年度別 相談受付件数

単位：件

年度 種類	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
苦情	1,402	1,204	1,156	1,127	1,272	1,306	1,323	1,155	1,384	1,790	1,601
問合せ	211	164	118	113	129	102	92	122	95	102	134
合計	1,613	1,368	1,274	1,240	1,401	1,408	1,415	1,277	1,479	1,892	1,735

千葉県全体の相談件数、令和元年度は57,216件(平成30年度は59,727件)です。

国の相談件数、令和元年度は947,423件(平成30年度は1,007,909件)です。



男女別・年代別相談数

(単位：人)

平成29年度			平成30年度			令和元年度			
年 代	男	女	計	男	女	計	男	女	計
20歳未満	10	8	18	9	10	19	10	13	23
20歳代	30	26	56	23	34	57	31	37	70
30歳代	35	52	89	33	48	82	28	46	75
40歳代	57	65	122	50	77	128	58	89	149
50歳代	59	115	174	54	126	180	70	130	200
60歳代	92	222	319	119	368	487	112	187	299
70歳以上	210	206	419	226	406	635	234	392	631
企業団体・年齢不明			282	138	129	304	139	105	288
合 計	493	694	1,479	652	1,198	1,892	682	999	1,735

性別合計数が合わないのは、性別年齢を問わない企業団体等を含むため。

相談者職業別

(単位：人)

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
給与生活者	375	357	396
自営・自由業	40	52	56
家事従事者	357	745	555
学生	28	26	37
無職	503	516	476
行政・消費者団体・ 企業・団体	20	26	29
不明	156	170	186
合 計	1,479	1,892	1,735

販売購入形態別

(単位：人)

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
店舗購入	349	315	384
訪問販売	97	124	121
通信販売	584	425	429
マルチ・マルチまがい	5	7	17
電話勧誘販売	47	92	71
ネガティブ・オプション	1	3	2
訪問購入	11	13	11
その他無店舗	13	7	9
不明等	372	906	691
合 計	1,479	1,892	1,735

商品・役務別相談件数

(単位：人)

	項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
商 品	商品一般	315	683	423
	食料品	64	82	96
	住居品	50	37	46
	光熱水品	20	17	39
	被服品	36	46	50
	保健衛生品	33	43	76
	教養娯楽品	108	97	88
	車両・乗り物	26	19	37
	土地・建物・設備	52	59	62
	他の商品	1	0	3
	商品計	705	1083	920
役	クリーニング	4	6	6
	レンタル・リース・賃貸	42	33	47
	工事・建築・加工	51	76	82
	修理・補修	21	20	29
	管理・保管	0	8	1
	役務一般	3	2	6
	金融・保険サービス	104	88	85
	運輸・通信サービス	301	280	234
	教養・娯楽サービス	43	44	47
	保健・福祉サービス	63	53	89
	他の役務	58	78	75
	内職・副業・相場	4	5	5
他の行政サービス	13	19	26	
	役務計	707	712	732
	他の相談	67	97	83
	合 計	1,479	1,892	1,735

(2) 消費者問題出前講座

市内在住の各団体等からの要望により、佐倉市消費生活専門相談員が、市内の会場に出向いて消費生活に関する問題等をわかりやすく身近な事例も交え講座を行いました。

回	講座日	テーマ	団体名	会場	受講者数
1	5/20	最近の悪質商法からの消費者トラブル	いーな会	ミレニアムセンター第2会議室	24
2	7/23	悪質商法撃退について	志津大学	志津公民館	45
3	9/5	消費者トラブルの傾向と対策	市民カレッジ25期生	中央公民館	30
4	10/3	最近の悪質商法からの消費者トラブル	西部地域福祉センター	西部地域福祉センター会議室	14
5	10/31	最近の悪質商法からの消費者トラブル	ふまねっと新臼井田	新臼井田自治会館	15
6	11/14	最近の悪質商法からの消費者トラブル	ふれあいクラブ	千代田・染井野ふれあいセンター	20
7	11/26	最近の悪質商法からの消費者トラブル	シルバー人材センター	ワークプラザ2階	40
8	12/5	消費者トラブルの傾向と対策	南部中学校1年生	南部中学校柔剣道場	71
9	12/18	キャッシュレス決済及びキャッシュレス破産について	井野中学校3年生	井野中学校音楽室	148
10	1/10	最近の悪質商法からの消費者トラブル	社会福祉法人誠反会	野口ビル1階	13
11	1/17	高齢者の消費者トラブル防止	寿大学	根郷公民館	130
12	1/23	最近の悪質商法からの消費者トラブル	根郷小学校区まちづくり協議会	南部地域福祉センター	60
13	2/20	高齢者にも起こる消費者被害	手話サークル希望	西部地域福祉センター会議室	35
受講者合計 (名)					645

(3) 立入検査

1. 消費生活用製品安全法に基づく立入検査

下記の特定製品に適正な表示（PSマーク等）がされているか市内4店舗を抽出し立入検査を実施しました。

検査年月日 令和2年3月（2日間）

品目 件数	乳幼児ベッド	圧力鍋及び 圧力がま	乗用車 ヘルメット	ライター
検査店舗数	3	3	1	4
検査数	9	5	1	8
違反件数	0	0	0	0

2. 家庭用品品質表示法に基づく立入検査

下記の家庭用品を抽出し品質表示法に基づき適正に表示されているか市内の販売されている8店舗に立入検査を実施しました。

検査年月日 令和2年3月（2日間）

品目 件数	【電気機械器具】 電気ポット・電気 ホットプレート	【繊維製品】 靴下・ ハンカチ	【合成樹脂加 工品】 洗面器・水筒	【雑貨工業品】 洋傘・ティッシュ ペーパー及びト イレットペーパ ー
検査店舗数	5	9	7	7
違反件数	0	0	0	0

(4) 不用品交換

市広報紙「こうほう佐倉」に月1回(15日号)に、「譲ります、譲ってください」というコーナーを設け消費者へ不用品交換の情報を掲載しています。

※取引については、無料での個人間とする。成立については、ご連絡をいただきます。

下表の成立数については連絡のあったものの数となっています。

品 目		譲ります	成立数	譲ってください	成立数
子供用品	譲ります 自転車20インチ幼児用、プール、パラソルー式、エアーポンプ、五月人形 キッズガード、キッズチェアー、ベビーバス、ひな人形(8段)、ぬいぐるみ	10	5	11	3
	譲ってください 幼児服、靴(ベビー)、ベビーバス、哺乳瓶等、マタニティドレス チャイルドシード、抱っこひも、 勉強机、ベビー布団、おくるみ、ベビーカー、キッズガード、ベビー服、				
家具類	譲ります 鏡台(椅子付き)、足踏み式ミシン、整理ダンス、シングルベッド、 セミシングルベッド	5	1	1	1
	譲ってください 整理ダンス				
趣味関係	譲ります 胡蝶蘭の株、卓球台、文学全集	3	1	1	1
	譲ってください マーシャン牌				
その他	譲ります 八千代東高等学校制服(スカート・上着・リボン)、 蚊取線香用のせともの、	2	1	3	2
	譲ってください 製図版A2、T定規、JW-CADマニュアル本、				
計		20	8	16	7
成立率		40.0%		43.8%	

2. 消費者啓発事業

(1) 消費者大学

消費生活センターでは、消費生活に関する必要な情報・知識を習得するための一環として消費者大学を企画、市民から受講生を募集して開催しました。

- ・受講申込者数 72名
- ・講座数 6 講座
- ・時 間 午後1時30分～3時30分
- ・場 所 ミレニアムセンター佐倉 2 階ホール
- ・資料代 1,000 円

	期 日	テーマ・内 容	講 師	参加人数
1	5月16日 (木)	開講式 広告を見る目を養おう	公益社団法人日本広告審査機構 野崎 佳奈子	71 人
2	6月13日 (木)	生活習慣病とがんの話 ～人間ドックのすすめ～	聖隷佐倉市民病院 副院長 有田 誠司	69 人
3	7月11日 (木)	介護保険について	千葉県金融広報委員会 添田 ミツ江	62 人
4	9月12日 (木)	インターネットトラブルの 最新情報	一般社団法人 ECネットワーク 理事 原田由里	57 人
5	10月10日 (木)	自分の信用情報って何 ～クレジットカードの仕組み～	指定信用情報機関 (株)シー・アイ・シー 高橋 亜季	59 人
6	11月7日 (木)	暮らしの中のマイナンバー	佐倉市企画政策課 主査 松本 愛美	55 人
				373

(2) 消費生活セミナー

「自立した消費者」の育成のため、最近の話題・消費者問題等を「テーマ」に、毎回「こうぼう佐倉」等で募集、勤労者を考慮して、土曜日を開催しました。

場 所・時間 ミレニアムセンター佐倉 会議室 午後1時30分～3時30分

	期日	テーマ・内容	講師	参加者
1	11月16日 (土)	食べることで若さと健康を 身につけよう	管理栄養士 菊池 真由子	45
2	2月15日 (土)	キャッシュレス時代の カード利用を考える	消費生活ジャーナリスト 岩田 昭男	76
				121

(3) 令和元年度 閲覧コーナー図書貸し出し・活動コーナー使用状況

閲覧コーナーには、消費に関する本とビデオテープ・DVDが置いてあり、市民の方がいつでも視聴できます。また、啓発用パネルを作成し、消費生活展・消費生活センター脇の通路に展示して消費者に必要な知識や情報を提供しています。

- ・図書蔵書冊数 673 冊 (平成25. 7. 1現在)
- ・図書貸し出し数 20冊 / 6人

活動コーナーには、テーブル2とイスが16脚あり会議等に利用できます。

- ・使用料 午前330円 午後450円 1日780円
- ・使用回数 午前1回 午後62回
- ・使用者数 386人
- ・使用料 28,230円

(4) 消費生活展

消費者が自ら考え判断し自主的に行動する「自立した消費者」をめざすために、消費生活に必要な知識や消費生活の問題点などを展示等により消費者に情報提供しました。

- ・開催日 令和2年1月25日(土)・26日(日)
- ・会場 イオンタウンユーカリが丘店西館1階さくらの広場
- ・テーマ 楽しく学んで 知って得するくらしのヒント!
- ・主催 佐倉市消費生活展実行委員会
- ・入場者数 1月25日(土) 422人・26日(日) 371人 合計793人

	参加団体名	テーマ
1	NPOせっけんの街	今日流す水は、明日の飲み水! 合成洗剤をやめてせっけん生活に切り替えよう!
2	有害ゴミゼロをめざす市民の会	どう防ぐ? プラゴミ汚染
3	生活協同組合 コープみらい	子ども達のみらいのために ~SDGsとエシカル消費~
4	温暖化防止さくら	防ごう温暖化 小さなことからコツコツと
5	新規就農者の会	佐倉市農業の未来を担う 新規就農者の活動 ~佐倉の農産物を味わおう!~
6	あすなる会	お米の力・楽しく学ぼう
7	(一財) 関東電気保安協会 千葉事業本部	電気の安全と省エネルギー
8	不正商品対策協議会	不正商品撲滅のための広報・啓発
9	佐倉市廃棄物対策課	知ろう! 学ぼう! プラスチックごみ ~正しい分別とリサイクル~
10	佐倉市危機管理室	悪質なセールス電話や詐欺電話から消費者を守る ため、安全安心な暮らしに必要な情報提供を!
11	消費生活センター	消費者トラブル 通信販売いろいろ

3. 管理運営事業

佐倉市消費生活センター運営協議会

- 目的 消費生活センターの運営に関する重要事項を調査研究するために設置しています。
- 概要 事業計画及び事業実施状況の報告
- 会議 定例会 年2回 令和元年7月9日・令和2年1月16日
- 構成委員 ①消費者団体の代表 7名以内
②経済団体等の代表 3名以内
③公募市民 4名以内
④学識経験者 1名

佐倉市消費生活センター運営協議会委員

No	氏名	所属団体名
1	須郷 久美子	生活協同組合コープ みらい
2	山部 佳子	NPOせっけんの街 佐倉運営委員会
3	宮田 みどり	有害ゴミゼロをめざす市民の会
4	中台 ヒデ子	あすなる会
5	橋本 國昭	温暖化防止さくら
6	御園生 貴一	佐倉商工会議所
7	齋藤 浩次	千葉みらい農業協同組合
8	熊谷 勇二	(社) 佐倉青年会議所
9	目崎 和一	市民(公募)
10	岡田 恭比呂	市民(公募)
11	楠 芳明	市民(公募)
12	岡本 しのぶ	市民(公募)
13	高石 淳子	学識経験者

任期 令和元年6月1日～3年5月31日迄

Ⅲ 消費生活相談の広報活動

こうほう佐倉・ゆたかな生活への掲載

● 市の広報紙「こうほう佐倉」（毎月15日発行）

「消費者コーナー」にて各種講座・講演等の案内、消費者生活に関する知識・情報等を載せております。

※紙面の関係で年により掲載されない月もあります。

発行号	タイトル
平成31年4月15日号	<ul style="list-style-type: none"> ・水回りのトラブルにご注意を ・有毒植物による食中毒に注意しましょう
令和元年6月15日号	<ul style="list-style-type: none"> ・電気の切り替え契約の電話勧誘が急増 ・海のマイクロプラスチックゴミ汚染とは
7月15日号	<ul style="list-style-type: none"> ・新元号への改元に便乗した消費者トラブルにご注意を！ ・QRコード決済をご存じですか？
8月15日号	<ul style="list-style-type: none"> ・楽しく通ううちに高額な商品を購入するSF商法に注意！ ・スマホの紛失・盗難に備えよう
9月15日号	<ul style="list-style-type: none"> ・投資用マンションの強引な勧誘に注意！ ・サブスクリプションサービスって何？
10月15日号	<ul style="list-style-type: none"> ・チケットの高額転売が禁止に！ ～チケット不正転売禁止法が制定～ ・SNSなどを通じた「個人間融資」での 借入れはやめましょう！
11月15日号	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害に便乗した悪質商法にご注意を！ ・着衣着火の事故にご注意！
12月15日号	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞を契約する前に、ご確認を！ ・着衣着火の事故にご注意！
令和2年1月15日号	<ul style="list-style-type: none"> ・「融資を申し込んだら携帯電話の契約を勧められた」 だまされるだけではない！あなたも加害者に！ ・ペダルなし二輪遊具による子どもの事故に注意！
2月15日号	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツジム等の契約トラブルに注意！ ・モバイルバッテリーの事故に注意しましょう！ ～購入する際は、PSEマークの付いた商品を～
3月15日号	<ul style="list-style-type: none"> ・通販トラブル「お得にお試し」のつもりが「定期購入」だった ・あなたのドライブレコーダーはきちんと録画できていますか？

● 啓発広報紙「ゆたかな生活」（年2回 発行）

令和元年9月15日・令和2年3月15日の2回発行し、消費生活に必要な知識、消費生活の問題等、最近の消費者トラブルについてもわかりやすく説明し、新聞折り込み等で市内各戸に配布しました。

（参考：ゆたかな生活 148号・149号表紙より）

消費者コーナー

消費生活センター
☎(483)4999
☎(483)8604

http://www.city.sakura.lg.jp/sochi/43-0-0_10.html

水回りのトラブルにご注意を



台所や洗面所、トイレなどの水回りの修理に関する相談が寄せられています。

【事例】

夜中にトイレが詰まったのでインターネットで探した業者に来てもらった。「詰まりを解消するには便器を外さなければいけない」と言われたが、急いでいたので6万円を払って修理してもらった。ネット広告には「基本料金5千円」と書いてあったのに、修理代が高額で納得できない。(40代女性)

【相談員か】

ポスティングチラシやマグネット広告、インターネット広告には「見積もり出張無料」「低料金」などと記載していても、実際に修理を依頼したら、広告とはかけ離れた高額な料金を請求する業者が存在しています。水回りの修理や工事を頼む

ときは、緊急の場合が多く、生活に影響するトラブルは早く解決したいという思いから、慌てて契約をしてしまいがちです。「十分な説明もなく設備を交換されて高額請求を受けた」「このままにしておくと大変なことになると不安をおおって契約をせかされた」「追加の作業を次々に勧められて高額な料金を請求された」ケースもあります。

修理のために消費者から業者を呼んだ場合は、特定商取引法の訪問販売には当たらずクーリング・オフは適用されません。ただし、トイレの詰まりの修理を頼んだのに浴室や台所のリフォームなどを勧められて契約した場合は、来訪を要請した目的とは異なる契約なのでクーリング・オフが適用されると考えられます。

消費者へのアドバイス
①作業の工賃や技術料は、業者によってまちまちです。工事を依頼する前に、見積もり費用や出張費の有無、作業内容、工事時間など費用の内訳を確認し記録を残しておきましょう。

②水漏れの場合は、漏水している器具の止水栓、自宅配管の元栓を止めることで応急処置になります。詰まりはラバーカップなどの用具を使うことで直る場合があるので試してみましよう。

③佐倉市では、上下水道の指定業者制を採用しています。佐倉市上下水道部のホームページに指定工事店の一覧が掲載されていますので参考にしてください。

◆下水道 <http://www.city.sakura.lg.jp/0000002703.html>
◆下水道 <http://www.city.sakura.lg.jp/0000009629.html>

【し】の話題

有毒植物による食中毒にご注意！



家庭菜園や山菜取りで食用植物(野菜、野草、ハーブ等)を栽培・採取することが人気ですが、誤って有毒植物(植物性自然毒)を採取して食べると、重篤な食中毒が発生する危険性があり、死に至ることもあります。

春期に自身で採取した有毒植物を原因とする食中毒が多く発生しており、特に新芽などで植物の見分けがつきにく

い4月から5月に多く見られます。有毒植物は、食用の植物と見た目や名前がよく似ていて誤認しやすいからです。有毒植物による食中毒を予防するためには、自身が採取した植物が食用か判断がつかない場合は「食べない」ことが、最も重要です。

また、家庭菜園等で植物を植える際には、観賞用の植物

と食用の植物を明確に区分けし、家庭内で共有するともに、区画以外のものは食べない。観賞用の球根を土に植えるときは、ペットが掘り起こさないように工夫したり、幼児が誤食する危険性があるのて手の届くところには置かないなどの注意が必要です。

▼食用と間違えやすい有毒植物
スイセン・イヌサフラン・トリカブトなど

また、家庭菜園等で植物を植える際には、観賞用の植物

と食用の植物を明確に区分けし、家庭内で共有するともに、区画以外のものは食べない。観賞用の球根を土に植えるときは、ペットが掘り起こさないように工夫したり、幼児が誤食する危険性があるのて手の届くところには置かないなどの注意が必要です。

▼食用と間違えやすい有毒植物
スイセン・イヌサフラン・トリカブトなど

消費者コーナー

消費生活センター
☎(483)4999
☎(483)8604

http://www.city.sakura.lg.jp/sochi/43-0-0_10.html

電気の切り替え契約の電話勧誘が急増



契約している電力会社と思

【事例】

大手電力会社関連会社を名乗り「電気代が30%安くなる。契約番号を教えてください」という電話がかかってきた。今契約している事業者だと思い、検針票に記載の契約番号を伝え電話を切った。後日、書面が送られてきたが、新たな契約に

なっているとは気づかず、そのままにしてしまった。その後、電気料金の明細書が届き、いつの間にか新たな小売電気事業者との契約になっていてとわかり驚いた。解約を希望。

平成28年4月1日から電力の小売全面自由化が始まり、小売電気事業に新規参入した事業者からの電気の供給が行われるようになりました。

特定商取引法では、事業者が電話勧誘により消費者から契約の申し込みを受けた場合は、すみやかに消費者に契約書面を交付する義務があります。契約書面が届いたら内容を確認することが重要です。

消費者へのアドバイス
▼電話での口頭による意思表示

相談では、大手電力会社の関連会社を名乗るなど、事業者名を明確に伝えずに、電話で電気の契約切り替えの勧誘をする事例が見られます。

消費者が電気の契約を切り替える場合①契約名義②住所③顧客番号(顧客を特定するために電力会社が設けている番号)④供給地点特定番号(電気の供給地点毎に割り振られる番号で、供給地点を特定するために用いられる番号)が必要となり、通常これらの情報は、現在の契約先が発行する検針票に記載されています。

▼小売電気業者から電話勧誘を受け、電気の切り替えについて承諾した場合は、契約書面を受領した日から8日以内であれば、原則クーリング・オフができます。

▼困ったときはすぐに消費生活センターあるいは、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会相談窓口(03-(3501)5725)にご相談を。

【し】の話題

海のマイクロプラスチックゴミ汚染とは



マイクロプラスチックゴミとは、プラスチック製品が劣化などで5ミリ以下の大きさになったゴミのことです。

現在、全世界で3億トンものプラスチックが生産されており、そのうちおよそ半分が容器や包装など、使い捨て用のプラスチックです。これらのゴミの一部は、ポイ捨てや風に飛ばされるなどして、リサイクルされずに投棄されて

います。こうしたプラスチックが雨などで流れ、河川から海に流れ着きます。海を漂うプラスチックは、紫外線や波の影響でぼろぼろになり、マイクロプラスチックゴミとなります。プラスチックは、いくら小さくなくても分解せず海面を漂うことになり、魚や海鳥がえさと間違えて食べ

てしまいます。プラスチックに含まれる有害物質やゴミの表面に付着した有害物質を、海洋生物が体内に取り込むことにより、生育が阻害されるなど生態系への影響が懸念されており、また人体からマイクロプラスチックゴミが検出されたとの報告もされています。

私たちが身近にできることとして、プラスチック製品の使用を減らすことから始め



http://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/4-3-0-0-10.html

消費生活センター
☎(483) 49999
☎(483) 86004

新元号への改元に乗じた消費者トラブルにご注意!



平成31年5月1日に、平成から令和へと元号が改元されました。それに便乗した、皇室に関する商品の購入を電話で勧められたなどの相談が、全国の消費生活センターに寄せられています。

【事例】

見知らぬ事業者から、5日前自宅に電話があり、「元号が変わった記念に皇室のアルバムを買わないか」と勧誘を受けた。皇室には興味があり話を聞いてしまった。事業者から「今なら4万円で買える」と勧められたが、高いと思い最終的に断った。

しかし今日、アルバムが代金引換で届き、家族が支払いをして受け取ってしまった。購入する気はないので返品したい。

【相談員から】

皇室に関連したアルバムやカレンダーなどの商品を「記念」

念になる「今しか買えない」などと電話で勧誘されるケースがみられます。中には、長時間にわたる勧誘や、執拗な勧誘を受けることもあります。事例のように注文していない商品が、一方的に送られてくるという強引なケースもあり、注意が必要です。取引の多くは代引きが利用されていますが、支払いをしてしまうと、事業者と連絡が取れなくなるなどして、返金交渉が困難になる場合もあります。事例の場合では、電話で勧誘を受けて支払いをしていることから、特定商取引法の電話勧誘販売に該当すると考えられます。電話勧誘販売の場合は、事業者から法律で定められた書面を受け取ってから8日以内であれば、消費者はクーリング・オフにより契約を解除できます。



事業者に通知して、商品を事業者に戻品し返金されることとなります。

消費者へのアドバイス

▼話を聞いてしまうと断りにくくなります。購入する意思がなければ、早目にはっきりと断りましょう。

▼事情を知らない家族が商品を受け取らないためにも、家族に勧誘の経緯を伝えておくことも大切です。

▼困ったことがあれば消費生活センターに相談して下さい。クーリング・オフの書き方も助言します。

▼改元に乗じたさまざまな電話勧誘が今後も続くと思われる。留守番電話機能の設定をするなどして、発信者を確認してから電話に出るようにしましょう。

▼高齢者のトラブルが多く見受けられます。家族や地域のかたの見守りも大切です。



QRコード決済をご存知ですか?



四角いモザイク模様のようなQRコードを利用して、キャッシュレスで買い物ができるQRコード決済が話題になっています。

QRコード決済は「○○ペイ」などと呼ばれるスマホ決済アプリを登録して、バーコードまたは二次元バーコード(QRコード)を読み取ることで、現金を用意しなくても支払いができるしくみです。

使い方は、店舗のバーコードリーダーに、消費者のスマートフォンに表示されているQRコードを読み取らせて決済する方法と、スマートフォンなどのカメラ機能を使って店舗が表示するQRコードを読み取って決済する方法があります。

支払いにはアプリに登録したクレジットカードで決済する、アプリの電子マネーにチャージした金額で支払う、銀行口座から引き落としで支払う、

決済アプリから付与されたポイントで支払うなどいろいろな決済方法があり、利用するアプリにより異なります。新規参入も含めQRコード決済を扱う事業者は多数ありますが、互換性がないので店舗と自分のスマートフォンに登録してある決済アプリが一致しないと利用できません。

※QRコードは、デンソーウェーブの登録商標です。



http://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/4-3-0-0-10.html

消費生活センター
☎(483) 49999
☎(483) 86004

楽しく通ううちに高額な商品を購入するSF商法にご注意!



「事例」知人に誘われて「お話を聞く」と無料で商品がもらえるという会場に出かけた。何度か通ううちに、販売員から声をかけられ勧誘を受けるようになった。2か月の間にムートンや磁気治療器などを次々に勧められ、断り切れず契約した。手元のお金だけでは足りず貯蓄を崩して支払った。解約したい。(80代女性)

「SF商法」とは短期間に閉め切った会場などに人を集め、日用品などをただ同然で売るなどして雰囲気を感じさせる。最終的に高額な商品を購入する商法です。会場の雰囲気や催眠状態となった来場者に高額な商品を販売するのでこのように呼ばれます。無料や安価で販売される食品や日用品を自覚して会場に通っていた

ところ、高額な健康食品などを勧められたという相談が寄せられています。最近では数か月以上の長期にわたって販売会を開催し、無料・安価な商品を目当てに会場に通う高齢者に個別に声をかけて、次々に高額な商品を購入する手法もみられます。この手法には次のような特徴があり、被害の救済を困難にしていると考えられます。会場の雰囲気や楽しいことから、契約者の意思で積極的に会場に通っている。通い続けることで販売員と顔見知りになり、優しく親切にされるうちに信頼関係があるように錯覚させられる。信頼している販売員から商品勧められるので「断るのは申し訳ない」といった感覚に陥りやすい。一人暮らしの場合、身近に相談できる人がお

らず、周囲の人が気づいたときには、既に購入額が高額なものとなっているなどです。「消費者へのアドバイス」

▼無料や安価な日用品などにつられて安易に会場に近づかないことが第一です。通い続けて顔見知りになり、言葉巧みに勧誘を受けると断れなくなる場合があります。

▼高額な商品の契約は家族間のトラブルのきっかけになることもあります。購入する前には周りの人に相談することも必要です。

▼家族や周囲の人が気づいた時は頭ごなしに否定したりせず当事者に寄り添った話し合いを心がけてください。会場に向いた事情を察して接していくことが大切です。困ったときは消費生活センターにご相談ください。



スマホの紛失・盗難に備えよう



スマートフォン(以下、スマホ)には、多くの機能が

紛失した際には、万が一紛失した際にはトラブルに遭う可能性があります。例えば、登録しているクレジットカードによる買い物や、なりすましによるSNSへの悪質な投稿、連絡先リストの売却や振り込め詐欺などの犯罪に利用されるおそれがあります。日頃から紛失や盗難に備えておき

ましょう。

▼「紛失に備えて」

▼暗証番号などでスマホ本体をロックする

▼アプリやサービスのパスワードがある場合は必ず設定する

▼紛失したときの連絡先を確認し記録しておく

▼携帯電話会社へ連絡する

▼位置情報検索サービスを利用してスマホを探す

▼スマホの遠隔ロックにより回線を止める

▼電話回線を止める

▼遠隔操作で情報を削除する

●ICカード機能付きスマホは電子マネー事業者などにも連絡する

●クレジットカードの登録をしている場合は、クレジットカード会社へ利用停止の連絡をする

●警察へ遺失届を提出する

消費者コトナリ

http://www.city.sakurai.jp/soshiki/4-3-0-0_10.html

消費生活センター
☎(483) 4999
☎(483) 8604



投資用マンションの強引な勧誘に注意!



【事例】勤め先に、不動産業者から「投資用マンションを買わないか」と何度も電話があり、断り切れずに自宅まで話を聞くことになった。「家賃収入でローンを返済すれば、負担なくマンションを購入できる」などと長時間の勧誘を受けた。断るうとすると「わざわざ来たのに断るのか」などと迫られ怖くなり、現地も確認しないまま、2千万円のワンルームマンションの契約をしてしまった。解約したい。(20代男性)

「相談員から、投資用マンションの勧誘をめぐり「会う約束をするまで電話を切ってもらえない」「会社名を名乗らず、一方的に長時間勧誘された」「合コンで知り合った異性に呼び出されて勧誘された」などの苦情が寄せられています。また、契約後一説明され

た程の家賃収入を得られない」「家賃保証すると勧誘されたが、実際は3年間の保証期限があった」など、勧誘時の説明と実態が異なり、ローン返済が困難になるケースなどがみられます。

① 宅地建物取引業法では次の行為が禁止されています。
 ② 勧誘に先立って社名、担当者名、目的を告げることなく勧誘する行為
 ③ 関心がない、契約しないなどの意思表示した者への勧誘
 ④ 迷惑をおぼえさせるような時間帯の電話、訪問勧誘
 ⑤ 不確実な利益を絶対儲かるなどと告げるなどです。このような勧誘を受けた場合は、日時、正確な会社名など具体的なやり取りを記録に残し、宅地建物取引業者へ営業許可を与えている国土交通省や都道府県の宅地建物取引業所管



サブスクリプションサービスって何?



サブスクリプションサービスとは、企業が、商品や製品などを消費者に、契約期間中定額料金を貸し出すサービスです。音楽・映像などのデジタル・コンテンツで「毎月定額料金を支払えば使い放題」というような利用が一般的ですが、最近は、自動車、家電

など、さまざまな業界でもサブスクリプションサービスを提供しています。

レンタルやリースでは商品や製品一つを特定して契約するのに対して、サブスクリプションサービスは、商品や製品を特定する必要がなく、複数のサービスから選択したり、組み合わせで自由にパッケージ化したりできる仕組みです。

消費者は定額で、所有せずにさまざまなサービスを試すことができますが、利用期間が長くなると買い取りよりもコストが高くなる。事業者側の事情によるサービス内容の変更・縮小・停止・廃止。契約更新時の料金値上げなどのケースがあります。

解約に関するトラブルが多く、事前に契約内容をよく確認することが重要です。

消費者コトナリ

http://www.city.sakurai.jp/soshiki/4-3-0-0_10.html

消費生活センター
☎(483) 4999
☎(483) 8604



チケットの高額転売が禁止に！ 「チケット不正転売禁止法が制定」



コンサートやスポーツ観戦などのチケット購入に関するトラブルが増加しています。

【事例】インターネットで知ったチケット転売サイトでチケットを購入し、当日会場に行ったら、転売チケットであることが指摘され、入場ができなかった。

「相談員から」
2019年6月14日からチケット不正転売禁止法が施行されました。国内で行われる映画・音楽・舞踊などの芸術やスポーツイベントなどのチケットのうち、(※)特定興行入場券の高額転売を行う不正転売等を禁止する法律です。(※) 特定興行入場券とは、次の①②③すべてに該当するチケットです。

① 興行主の同意のない転売
 ② 興行の日時、場所、座席が指定されているもの
 ③ 名前と連絡先を確認して販売された記録があるもの

なお、特定興行入場券ではない招待券などの無料で配布されたチケット、転売を禁止する旨の記載がないチケット、販売時に購入者または入場者の確認が行われていないチケット、日時の指定のないチケットなどは対象外となります。

違反すると、チケットの転売は、業者だけでなく個人であっても、継続的に販売価格を超える価格でチケットの転売を行うと「不正転売」となり、罰せられるので注意が必要です。

▼消費者へのアドバイス
 ▼不要になったチケットを

売ったり、転売チケットを買ったりするときは、興行主や興行主から許可を得た正規(公式)のリセールサイトを利用しましょう。

公式のリセールサイトは興行主の同意を事前に得ているため、サイトを通じて定価で転売することが可能です。

▼チケットの価格だけでなく、手数料や送料、配送予定日、キャンセルに関するルールなどを確認しましょう。

▼コンサートやイベントによっては、チケットの転売を規約で禁止しており、転売されたチケットでは会場に入れないことがあります。興行主によるチケットの利用条件をよく確認しておきましょう。

▼困ったことがあったら、早めに消費生活センターに相談しましょう。



SNSなどを通じた「個人間融資」での借入れはやめましょう!



「個人間融資」とは、SNSや掲示板サイトなどの投稿や書き込みを通じて、見知らぬ人同士が金銭の貸し借りを行うものです。

全国の消費生活センターには、個人間融資に関する相談が寄せられています。

相談事例では、「違法な高金利による貸付けが行われ、返済が困難になった」「保証金を払ったにもかかわらず融

資を受けられない」などのケースがあります。

個人間融資をうたっていても、継続的に繰り返し金銭の貸付けを行う場合には、貸金業の登録を受ける必要があります。

貸金業の登録がないまま融資を行うと、貸金業法違反となります。高金利の貸付けが行われることで、返済請求額が膨らみ、借金がさらに増え

る恐れがあります。

また、個人情報が悪用されるなど、更なるトラブルに巻き込まれる危険性もあります。SNSなどを通じて、見知らぬ相手から、安易に借り入れするのはやめましょう。

借金などの多重債務で困っている場合は、相談できる窓口をご案内できる場合もありますので、まずは消費生活センターに相談して下さい。

消費者コーナー ?

生活消費相談から

自然災害に便乗した

悪質商法にご注意を!



台風の被害に関連した相談が寄せられています。

【事例①】台風後に、「火災保険を利用すれば自己負担なしで屋根の修理ができる」と業者の訪問があった。保険申請の代行もしてくれるというので契約したが、後日不信任を覚えたので解約を申し出たところ、高額な解約料を請求された。

【事例②】近所でリフォーム工事をしていた業者に、台風で屋根の一部が壊れた話をしたら、無料で点検すると言われたので見てもらった。業者が撮った屋根の写真を見せられ「このまま放置すると雨漏りするので早く工事をしたほうがいい」と言われた。高額で頼めないが屋根の状態が心配だ。

【事例③】被災者を支援するために義援金を集めているとボランティアを名乗る女性の訪問があった。信用できるか。

【相談員から】地震、台風などの災害が起きた時には、それに便乗した悪質商法が多発します。災害が発生した直後だけに限らず、数年にわたって勧誘のさっかけとされることもあるので注意が必要です。

火災保険では、強風やひょう、雷、雪による損害などが補償されず。保険会社によって補償内容は異なるので、加入している保険会社へ確認しましょう。「保険申請の代行を行う」と勧誘する業者のなかには、高額な代行費用を請求する業者や、保険会社に事実と異なる損害の原因を報告する業者もいます。保険の申請は契約者自身で行いましょう。

【消費者へのアドバイス】

▼住宅の修理工事の契約をする際には、契約を急かされてもすぐに契約せず、複数の業者から見積もりを取って、工事内容や契約内容を慎重に検討してから契約しましょう。

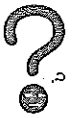
▼契約後でも訪問販売や電話勧誘によって契約した場合は、契約書面を受領してから8日間はクーリング・オフができます。

▼公的機関が電話などで義援金を求めることはありません。寄付をする際には、募っている団体などの活動状況や使途を確認しましょう。

▼過去の災害時にも、被災者への親切心に付け込んだ投資話をもちかけるケースが発生しているので注意してください。

▼トラブルに遭った時、不審なときには消費生活センターへ相談してください。

消費生活センター ☎(483) 4999、FAX(483) 8604



消費生活センター
☎(483) 4999
☎(483) 8604
http://www.city.sakuraga.jp/sohki/43-0-0-10.html

新聞購読契約に関するご相談が寄せられています。



新聞購読契約に関するご相談が寄せられています。「事例」月が変わったら急に、新聞が二紙配達されるようになった。販売店に問い合わせたら、どちらも購読契約があると言われた。新聞は一紙でよいので解約したい。「相談員から」新聞は訪問販売で契約をすることが多いですが、一年先、二年先と将来の契約を求められる場合があります。以前にA紙の新聞購読をしていて、B紙の購読契約が二重になり、A紙B紙が同時に配達されてしまっています。どちらの購読契約書も存在するため、新聞店は解約を認めてくれません。

「何年何月から何か月間」のように期間を定めた契約は、その購読期間を単位とする契約になるので、購読期間が終了するまでキャンセルすることはできません。したがって、購読開始前であっても、一方的に配達を断ることはできません。

特に規定などがあるわけではありませんが、新聞販売店では二重契約が生じたときに契約日が早い購読契約を優先し、先に契約した新聞の購読期間が終わるのを待って、その後契約日の遅い新聞の配達を開始するなどの対応をして2紙が同時配達にならないよう配慮してくれる場合もあります。

新聞や牛乳のように継続的に行われる売買契約は、期間を定めずに契約することもできます。期間を定めない契約は、いつでも解約することができ、契約を続けることが原則なので、新規に購読契約をしたことでもらえる洗剤などの景品は期待できません。

「訪問販売で新聞購読契約をした場合、契約日を含め8日間だけクーリング・オフにより、契約を解除することができます。電話で申し出をしても配達開始されてしまいうトラブルもあるため、クーリング・オフした証拠を残すために、申し出はがきはコピーを取り配達開始時期まで保管しておきましょう。」

「新聞購読契約であれ?と思うことがあったら、消費生活センターにご相談ください。」

「消費者へのアドバイス」

「新聞購読契約をするときは、以前に契約した別の購読契約がないか必ず確認しましょう。」

「そのために新聞購読契約書は紛失しないように一定の場所に保管し、いつでも確認できる状態にしておきましょう。」

「訪問販売で新聞購読契約をした場合、契約日を含め8日間だけクーリング・オフにより、契約を解除することができます。電話で申し出をしても配達開始されてしまいうトラブルもあるため、クーリング・オフした証拠を残すために、申し出はがきはコピーを取り配達開始時期まで保管しておきましょう。」

「新聞購読契約であれ?と思うことがあったら、消費生活センターにご相談ください。」

「消費者へのアドバイス」

「新聞購読契約をするときは、以前に契約した別の購読契約がないか必ず確認しましょう。」

「そのために新聞購読契約書は紛失しないように一定の場所に保管し、いつでも確認できる状態にしておきましょう。」

「訪問販売で新聞購読契約をした場合、契約日を含め8日間だけクーリング・オフにより、契約を解除することができます。電話で申し出をしても配達開始されてしまいうトラブルもあるため、クーリング・オフした証拠を残すために、申し出はがきはコピーを取り配達開始時期まで保管しておきましょう。」

「新聞購読契約であれ?と思うことがあったら、消費生活センターにご相談ください。」

「消費者へのアドバイス」

「新聞購読契約をするときは、以前に契約した別の購読契約がないか必ず確認しましょう。」

「そのために新聞購読契約書は紛失しないように一定の場所に保管し、いつでも確認できる状態にしておきましょう。」

「訪問販売で新聞購読契約をした場合、契約日を含め8日間だけクーリング・オフにより、契約を解除することができます。電話で申し出をしても配達開始されてしまいうトラブルもあるため、クーリング・オフした証拠を残すために、申し出はがきはコピーを取り配達開始時期まで保管しておきましょう。」

「新聞購読契約であれ?と思うことがあったら、消費生活センターにご相談ください。」



着衣着火の事故にご注意!



調理中にこんろの火が袖口に燃え移るなど、何らかの原因で着ている服に火が付くと「着衣着火」といいます。住宅内での着衣着火の原因となりやすいものは、こんろ、ろうそく、ライター、ストーブ、たばこなどがあります。なかでも、ガスこんろによる事故が最も多く発生しています。危険から身を守るに

は、ガスこんろなどの機器を使う際には、▼マフラーやストール類を外す▼裾や袖が広がっている服を着ていないようにする▼炎に接触しないようにする▼鍋などの底から炎がはみ出さないよう、適切な火力に調整する▼こんろの奥に物を置かないようにする▼調理の際は、万一火が接しても着火しにくい、防炎のエ

プロンやアームカバーを利用するとよいでしょう。防災製品として認定された製品には、(公財)日本防災協会が交付する防災製品ラベルが付いています。もし着衣に火が付いたら、まずは「すぐに脱ぐ、たたき、水をかける」など、落ち着いて消火を行います。



消費生活センター
☎(483) 4999
☎(483) 8604
http://www.city.sakuraga.jp/sohki/43-0-0-10.html



「融資を申し込んだら携帯電話の契約を勧められた」だまされるだけではない!あなたも加害者に!



「事例」既に借金があるがお金が足りず、インターネットの融資審査サイトに個人情報を入力した。その後、業者から電話があり「信用が不足。携帯電話会社3社と携帯電話端末(以下端末)の契約をすれば、あなたの信用が高まり、50万円を融資可能」と言われた。業者の指示どおりに各携帯電話会社のショップに行き、業者が指定した最新機種スマートフォンとタブレット計6台分の分割購入契約をして、その端末を指定された住所に送った。しかし、融資されるはずの50万円は口座に振り込まれず、業者に電話もつながらない。

「相談員から」貸金業者は、内閣総理大臣もしくは都道府県知事に貸金業の登録が義務

付けられています。事例の業者は無登録業者でした。業者の目的は「端末本体」をだまし取ることです。端末代金、通信料、契約解除料などは、携帯電話会社と契約者の契約なので業者にだまされたとしても契約者が支払うこととなります。残念ながら、業者からお金を取り戻すことは非常に困難です。

「消費者へのアドバイス」

「融資の条件として携帯電話の契約を勧められても、絶対に応じてはいけません」

「自己名義の携帯電話を他人に渡してしまつたら、すぐに携帯電話会社に連絡して利用停止の手続きをとりましょう。また、携帯電話が犯罪に利用される可能性を考え、早急に警察に届け出ましょう」

「消費生活センターで借金の債務整理の相談窓口等を紹介できる場合がありますので、ご相談ください」

「消費者へのアドバイス」

「融資の条件として携帯電話の契約を勧められても、絶対に応じてはいけません」

「自己名義の携帯電話を他人に渡してしまつたら、すぐに携帯電話会社に連絡して利用停止の手続きをとりましょう。また、携帯電話が犯罪に利用される可能性を考え、早急に警察に届け出ましょう」

「消費生活センターで借金の債務整理の相談窓口等を紹介できる場合がありますので、ご相談ください」

「消費者へのアドバイス」

「融資の条件として携帯電話の契約を勧められても、絶対に応じてはいけません」

「自己名義の携帯電話を他人に渡してしまつたら、すぐに携帯電話会社に連絡して利用停止の手続きをとりましょう。また、携帯電話が犯罪に利用される可能性を考え、早急に警察に届け出ましょう」

「消費生活センターで借金の債務整理の相談窓口等を紹介できる場合がありますので、ご相談ください」

「消費者へのアドバイス」

「融資の条件として携帯電話の契約を勧められても、絶対に応じてはいけません」

「自己名義の携帯電話を他人に渡してしまつたら、すぐに携帯電話会社に連絡して利用停止の手続きをとりましょう。また、携帯電話が犯罪に利用される可能性を考え、早急に警察に届け出ましょう」

「消費生活センターで借金の債務整理の相談窓口等を紹介できる場合がありますので、ご相談ください」

「消費者へのアドバイス」

ペダルなし二輪遊具にご注意!

子どもへの事故にご注意!



ペダルなし二輪遊具とは、自転車に乗る前の幼児が、遊びながらバランス感覚を養える遊具です。「トレニングバイク」「ランニングバイク」といった名称で販売されています。外観は自転車に似ていますが、ペダルがなく地面を蹴って走行し、足を使って減速するため、ブレーキが付いてい

ない商品が主流です。対象年齢はおよそ2歳から6歳くらいとされています。坂道で止まらず転倒したり、障害物と衝突して頭部や顔面を打撲するなどの事故が多発しています。

「事故を防ぐためのアドバイス」

「必ず保護者が立会い、子どもから目を離さないようにしましょう」

消費者コリナー



消費生活センター
TEL (483) 4999
FAX (483) 8604

http://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/4-3-0-0-10.html



スポーツジム等の 契約トラブルに注意!



【事例】

インターネットで見つけたヨガ教室が500円で体験できるので受講した。体験後、帰ろうとすると体験は入会を考えている人が対象の為、入会してもらわないと困る」と言われた。仕事や子育て、介護などで忙しいことを伝え、何度も断ったが、契約書にサインをしないと帰らせてくれない雰囲気だった。仕方なく契約書にサインをしたが、通いたくない。

昨日電話をして解約を申し出たが「継続必須期間3か月は解約できない」と言われた。(40歳代女性)

【相談員から】
▼健康の維持・増進やダイエットなど、さまざまな理由でスポーツジムなどを利用する人が増えています。一方で

全国の消費生活センターなどに寄せられる相談も年々増加傾向にあります。

▼「契約期間中は解約できない」「高額な中途解約料を請求された」など、解約に関する相談が多数寄せられています。

▼体験だけのつもりで参加したところ説明を聞くことを強要されたり、断っているのに強引に勧誘するケースがみられます。

▼「予約の電話がつかない」「当初予定していたプログラムがなくなった」など、利用に関する相談も寄せられています。

▼解約時の手続きとして、契約書面や規約に、スポーツジムなどの店頭での書面申し出が必要と定められていることが多く、電話や口頭では解約手続きができないケースも多くみられます。

▼「解約したつもりが、口座から会費の引き落としが続いていた」というケースもみられます。解約は手続き方法を十分に確認して行い、きちんと解約になっているか、通帳などを記帳して確認してください。困ったときは消費生活センターにご相談ください。



モバイルバッテリーの事故に注意しましょう!



モバイルバッテリーはスマートフォンやタブレットなどの充電に利用できる予備電源(携帯充電器)です。

持ち運びが容易なバッテリーで主にリチウムイオン蓄電池が使われています。充電すれば繰り返し使え軽量でありながら高電圧かつ大電力なため急速に普及しました。

しかし、最近、モバイルバッテリーの発熱や発火によるやけどや火災などの事故が増加しています。

そこで、平成31年2月1日から、モバイルバッテリーが電気用品安全法(PS E法)の規制対象となり、本体にPS Eマークの表示が義務付けられ、表示されていない製品の製造及び販売は禁止されました。

テリーの発熱や発火によるやけどや火災などの事故が増加しています。

【事故を防ぐために】
①新規に購入する際は、PS Eマークを必ず確認しましょう。
②製品本体を落としたりして、強い衝撃を加えないようにしましょう。
③膨らんだり、熱くなったり、変な臭いがあるなど、いつもと違って異常を感じたら使用を中止しましょう。

消費者コリナー



消費生活センター
TEL (483) 4999
FAX (483) 8604

http://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/4-3-0-0-10.html



通販トラブル「お得にお試し」のつもりが「定期購入」だった

【事例】

インターネット通販で、健康食品などをお試しだけのつもりで注文したところ、定期購入が条件だったという相談が増えています。

動画サイトに出ていた広告を見て、お試し300円のダイエットサプリメントを注文した。一度限りだと思っていたが、再度4か月分20袋の商品がまとめて届き、商品代は4万円だった。事業者に解約を申し出たが「2回目までの購入が条件なので解約できない」と言われた。こんなに高額になるなら注文しなかつた。解約希望。

【相談員から】
通信販売では、解約・返品等の取引条件については広告に表示された返品特約に従うことになりま

す。通常より低価格で1回だけの購入が条件となることがあります。

事業者が「お試し価格」で数回分の商品が一度に届いた。定期購入を解約するには、通常価格での支払いが条件となっていた。商品の使用による体調不良を理由に解約を申し出たが、医師の診断書が求められた。事業者が電話がつかないまま解約できなかった。

事業者の販売サイトや申し込みの最終確認画面で「定期購入が条件になっていないか」「定期購入条件にすることが望ましいです」

SDカードは取り扱い説明書に沿って、定期的にフォーマット(初期化)すると長持ちします。フォーマットの記録が消失されるので、これまでの記録が消失されることを確認してください。

多くのドライブレコーダーにはSDカードの異常を表示や音で知らせる機能がありますが、気づかないことがあるので注意が必要です。

あなたドライブレコーダーはきちんと録画できていますか?

SDカードは取り扱い説明書に沿って、定期的にフォーマット(初期化)すると長持ちします。フォーマットの記録が消失されるので、これまでの記録が消失されることを確認してください。

多くのドライブレコーダーにはSDカードの異常を表示や音で知らせる機能がありますが、気づかないことがあるので注意が必要です。

SDカードは取り扱い説明書に沿って、定期的にフォーマット(初期化)すると長持ちします。フォーマットの記録が消失されるので、これまでの記録が消失されることを確認してください。

多くのドライブレコーダーにはSDカードの異常を表示や音で知らせる機能がありますが、気づかないことがあるので注意が必要です。

SDカードは取り扱い説明書に沿って、定期的にフォーマット(初期化)すると長持ちします。フォーマットの記録が消失されるので、これまでの記録が消失されることを確認してください。



ゆたかな生活

9月2019
No.148

令和元年9月15日
佐倉市
消費生活センター
TEL 043-483-3010
消費者問題のご相談は
TEL 043-483-4999

表1 年度別相談受付件数

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
苦情	1,486	1,402	1,204	1,156	1,127	1,272	1,306	1,323	1,155	1,384	1,790
問合せ	186	211	164	118	113	129	102	92	122	95	102
合計	1,672	1,613	1,368	1,274	1,240	1,401	1,408	1,415	1,277	1,479	1,892

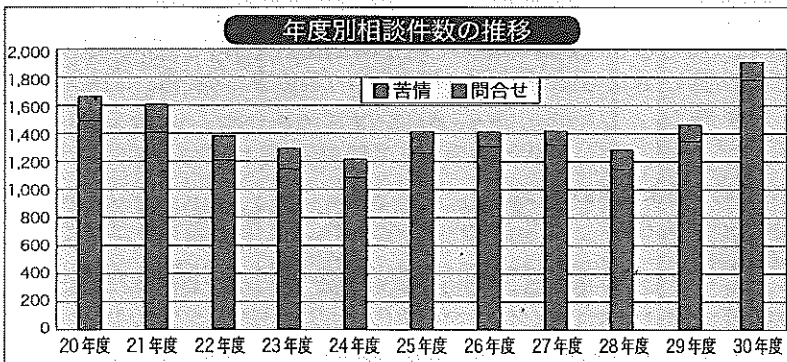


表2 男女別・年代別相談数

年代	30年度				29年度			
	男	女	団体等 不明 無回答	計	男	女	団体等 不明 無回答	計
20歳未満	9	10	0	19	10	8	0	18
20歳代	23	34	0	57	30	26	0	56
30歳代	33	48	1	82	35	52	2	89
40歳代	50	77	1	128	57	65	0	122
50歳代	54	126	0	180	59	115	0	174
60歳代	119	368	0	487	92	222	5	319
70歳以上	226	406	3	635	210	206	3	419
企業団体・年齢不明	138	129	37	304	126	123	33	282
合計	652	1,198	42	1,892	619	817	43	1,479

※性別合計数が合わないのは、性別年齢を問わない企業団体等を含むため。

表3 相談者職業別

項目	30年度	29年度
給与生活者	357	375
自営・自由業	52	40
家事従事者	745	357
学生	26	28
無職	516	503
企業・団体	26	20
不明	170	156
合計	1,892	1,479

表4 内容別相談件数

項目	30年度	29年度
安全・衛生	44	49
品質・機能・役務品質	155	153
法規・基準	7	18
価格・料金	48	208
表示・広告	132	139
販売方法	768	728
契約(解約)	1,454	1,088
接客対応	163	155
施設・設備	1	4
買い物相談	14	13
生活知識	7	15
その他	26	20
合計	2,819	2,590

※相談件数と一致しないのは、重複該当のため

佐倉市消費生活センターでは、市民の方の商品やサービスの購入・契約等のトラブルや、消費生活に関するご相談・アドバイスを行っています。

平成30年度の相談件数は1,892件です(表1)。件数は昨年と比べ急増しました。それに加え手口は年々多様化・巧妙化しています。

表2は、佐倉市の男女別・年代別相談件数です。依然として、男女を問わず高齢者の方の相談件数が多く見られます。

表3は相談者職業別、表4は内容別です。販売方法・契約・解約に関する相談が増加傾向にあります。

平成30年度 佐倉市消費生活相談の概要

「佐倉市消費生活センター」をご存じですか？

●消費生活相談●

佐倉市消費生活センターは、消費生活相談員の資格を持った相談員が消費生活相談を受け付けています。公正な立場で苦情や相談をお聞きして、問題の解決に向けて、情報提供や助言・あっせんを行っています。また、契約に際して疑問や不安があるときは契約する前の相談やお問い合わせもできます。

どんな相談ができるの？

- ・商品やサービスの契約に関するトラブル ・消費生活に関する疑問、お問い合わせ
- ・製品事故など生活にかかわる安心・安全に関すること

どんなことをしてくれるの？

- ・自主交渉・・・消費者が自ら交渉するために、契約のトラブルを解決するためのアドバイスや助言を行い、支援します。
- ・あっせん・・・勧誘行為に問題がある状況で契約に至った場合、消費者の申し出に基づき、消費生活センターの相談員が業者と交渉します。
- ・情報提供・・・消費者からの問い合わせに対し、情報提供をします。また、専門家の支援が必要な場合は、適切な機関を紹介します。

相談する日は？

原則として、佐倉市在住・在勤の方のご相談をお受けしています。状況などを正確に把握し、本人の意向を確認する必要があるため、可能な限り本人が相談してください。また相談の際には、関係資料（契約書、診断書、取扱説明書、写真、メモなど）を提示してください。

よくある相談事例

- ・身に覚えのない請求のメールが届き、業者に連絡するよう求められた。
- ・カード、電子マネーなどキャッシュレス決済でのトラブル。
- ・無料のはずが・・・高額な代金を請求された。

●無料出前講座●

“かしこい消費者”としての心構え、悪質業者への事前・事後の対応の仕方、法律の考え方などを消費生活相談員が市民の皆様の近くの会場に出向いて、わかりやすく事例をまじえてお話しします。

- ・対象 市内在住の10名以上のグループ ・会場 ご用意ください
- ・講師 佐倉市消費生活相談員
- ・テーマ 高齢者を狙う悪質商法の被害防止のために、悪質商法の手口とトラブル対処法、消費生活の諸問題 等
- ・時間 平日 9時から12時・13時から16時の間で1～2時間程度
(日時については事前にご相談ください)
- ・申込み 開催日の約2か月前までに申し込み用紙に記入の上、提出してください。
(申込用紙はホームページ、各出張所にあります)

●消費者大学●

毎年4月15日号のこうほう佐倉で100名の受講生を募集いたします。5月から11月で計6回の講義となります。社会問題を含め消費生活に関する必要な情報・知識を習得するために開催します。

●消費生活セミナー●

開催日 年2回 令和元年11月16日(土)・令和2年2月15日(土)
こうほう佐倉にて開催案内が開催日前の15日号に掲載されますので、参加申込や内容についてはご確認をお願いします。

●消費生活展●

第48回佐倉市消費生活展が開催されます

目的 「自立した消費者」の育成を図るため消費者グループや事業所などが展示等により各種情報を提供することで、日常生活から発生する問題について自らの課題としてとらえる機会とする。

開催日 令和2年1月25日(土)～26日(日)
会場 イオンタウンユーカーが丘西街区1階さくらの広場
主催 佐倉市消費生活展実行委員会

～まずはお気軽にご相談を～

消費生活相談電話 **043-483-4999**

平日月～金曜日・第3土曜日 / 9時～12時・13時～16時 佐倉市宮前3-4-1 ミレニアムセンター佐倉3階

最新の消費者被害に関する情報は、 国民生活センターの見守り新鮮情報をご覧になり 参考にしてください

見守り新鮮情報



大手電話会社の子会社を名乗る事業者から、「2020年以降アナログ回線が廃止される。今の電話が使えなくなるので光回線に切り替えないか」と電話がきた。不審に思い断ったが、この会社の言っていることは本当なのか。(70歳代 女性)

固定電話が使えなくなる？ IP網への移行に便乗した勧誘に注意

ひとこと助言

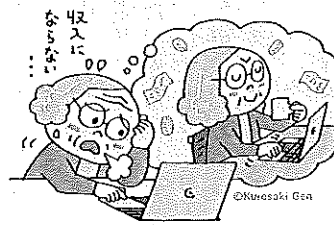
- NTT 東日本とNTT 西日本(以下、NTT 東西)は2024年以降、固定電話のIP網への移行に伴い電話会社内の設備の切り替えを予定しています。
- この設備切替に便乗し、固定電話や固定電話の番号が使えなくなる、といった動詞文句で営業をする業者に注意しましょう。
- IP網への移行後も現在使用中の電話機や電話番号はそのまま使うことができます。設備切替に伴う手続きや工事も不要です。
- よく分からなければその場で返事はせず、家族や周囲の人に相談しましょう。
- 不審に思ったら、お早めにお住まいの自治体の消費生活センター等(消費者ホットライン188)、もしくはNTT 東西の固定電話のIP網への移行に関する問い合わせ先へご相談ください。

NTT 東日本 0120-815-511
NTT 西日本 0120-190-022
【受付時間】午前9時から午後5時まで(12月29日から1月3日までを除く)

※イラスト：泉崎 五
見守り新鮮情報 第342号(2019年7月9日)発行 独立行政法人国民生活センター

見守り新鮮情報

「老若男女誰でも小さく収入が得られる」というメールマガジンを見つけ、約30万円で情報商材とソフトウェアを購入したが、ソフトウェアが起動せず、収入が得られない。苦情を伝えると月収1千万円を得られるという上位のコースを勧められた。「必ずフォローする」「代金50万円を半額にする」と強引に誘われ、断り切れず契約したが、その後連絡はなく、全くフォローもない。(60歳代 女性)



簡単に高額収入を得られません 「情報商材」のトラブル

ひとこと助言

- 副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウ等と称してインターネット等で販売されている情報のことを「情報商材」と言います。
- 広告等をきっかけに、簡単に収入が得られると信じて契約したものの、広告や説明と違って収入が得られないという相談が多数寄せられています。情報商材をきっかけにソフトウェアやコンサルティング等を契約させられるケースもあるので注意が必要です。
- 簡単に高額収入を得られることはありません。寄せられた相談をみると、実際にはあまり価値のない情報が高額で販売されていますが、契約前に内容を確かめることが出来ないため、安易に信用して業者に連絡しないでください。
- 不安に思ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

※イラスト：泉崎 五
見守り新鮮情報 第330号(2019年2月26日)発行 独立行政法人国民生活センター

消費者被害から 高齢者・障がい者・子どもを守る 最新情報

ホームページ：<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/index.html>

今起きている高齢者・障がい者にかかわる悪質商法の手口や、製品による事故情報、防災・防犯情報などを収集・編集し、電子メールでお知らせします。

高齢者・障がい者の方はもとより、高齢者・障がい者を見守る立場の方々にも、今、気をつけなければならぬ情報をお届けします。

配信は月2回程度です。登録をしますと無料でご利用いただけます。

訪問販売で雨どいの洗浄サービスを頼んだら、

排水マス交換工事契約を破られたらどうする？

高齢者を狙った、訪問販売による次々販売のトラブルが後を絶ちません。

〔相談概要〕近隣の一人住まいの80代の母親宅に行き、排水マス交換工事40万円の契約書を見つけた。母親にたずねると「6日前に業者が自宅に来て、「地域限定で雨どいの洗浄サービスを特別価格の1万円で行っているのだからやらないか」と勧誘を受けて承諾。業者が洗浄サービスを終了後に1万円を支払った。その後業者はついでにと、排水マスを点検し「お宅の排水マスを見たら、ひびが入っているのだから、交換が必要だ」と言い、業者に勧められるままに排水マス交換工事40万円の契約をした。工事は2日後の予定で、工事終了後に代金支払い予定」という。排水マス交換工事が本当に必要なのか疑問に思ったので、契約をやめたい。

〔処理概要〕相談者と契約者である母親は、排水マス交換工事の契約をした日から

6日目にセンターに来所しました。センターより、訪問販売の役員(サービス)は特定商取引法により、契約書面を受領した日から8日以内に、業者宛にクーリング・オフの書面を発信することによって無条件に契約解除になることを説明して、業者に排水マス交換工事のクーリング・オフによる契約解除を通知するよう助言しました。はがきで申し出る場合は、記入後両面コピーを取り、記録の残る簡易書留で送り、はがきのコピーと郵便局の受領証は保管するよう伝えました。

次に契約者に、雨どい洗浄サービスの契約書面について確認すると、受け取った覚えはないとのことでした。契約書の交付がなければ契約日の起算日が開始せず、契約した日から8日を過ぎていたとしてもクーリング・オフが可能であることと、サービスの提供を受け代金を支払っていても、クーリング・オフすることによって契約は無条件解除となり、

業者は受け取った代金を速やかに返金しなければならぬ旨を伝えました。契約者は、排水マス交換工事が無条件解除になれば良いとのことでした。

相談者から、契約者が排水マス交換工事のクーリング・オフの書面を発信したとの報告を受け、センターから業者に連絡をして契約が解除になったことを確認し、そのことを相談者に伝えました。

あわせて、センターより相談者に、念のため水道関連の専門業者に、排水マスの点検をしてもらってはどうかとアドバイスをしました。後日、相談者から「知り合いの水道業者に点検を依頼し、排水マスのひびは交換しなければならぬ程度のもではないとの回答を得た」との報告を受けました。

〔相談員から〕事例では、業者は最初に、特別価格であることを強調して雨どいの洗浄サービス

契約の勧誘を行い、洗浄終了後に、雨どい洗浄とは直接関係のない排水マス設備の点検を行い、交換する必要があるのに「排水マスにひび」などと言って消費者の不安をあおり、契約をせかしています。一度契約を交わした消費者に次々と契約を迫る販売方法を「次々販売」と言います。消費者が一人で業者と相対で対応した場合は契約を断りにくく、また次々販売の場合は契約金額が高額になりがちで注意が必要です。

③訪問販売契約のクーリング・オフは特定商取引法により以下の規定があります。クーリング・オフの通知を発信した場合

- ①業者は契約解除に伴う損害賠償または違約金を請求することはできません。
- ②受領済みの商品等を返還する際にかかる費用は、業者の負担となります。
- ③購入した商品を使用していたり、サービスや工事が提供されていたとしても、業者は商品の使用に

より得られた利益やサービス・工事代金を消費者に請求できません。

④業者がすでに代金を受領済みの場合には、申込者等に速やかに返還しなければなりません。

⑤消費者は業者に、すでに着手や終了した工事を元に戻すよう求めることができず。

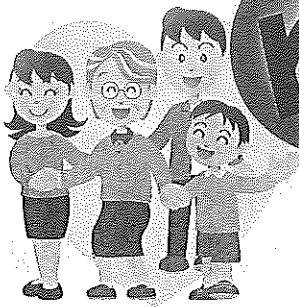
⑥上記規定に反する特約で消費者に不利なものは無効です。

クーリング・オフ期間が過ぎても、契約勧誘時の問題点等を申し出て解約等が可能な場合があります。

〔消費者へのアドバイス〕訪問してきた業者を安易に家に入れることは危険です。ドアを開けずに対応し、必要なければ毅然と断りましょう。

一人暮らしの高齢者等の場合、被害が表面化するまでに時間を要し、その間に被害が拡大するケースが見られます。日ごろから、家族や近隣等身近な人が、本人の居室や居室の変化に気がつけ見守りましょう。

不審な点に気づいたら、すぐに佐倉市消費生活センターにご相談ください。



ゆたかな生活

3月2020 No.149

令和2年3月15日
佐倉市
消費生活センター
Tel 043-483-3010
Fax 043-483-8604
消費者問題のご相談は
Tel 043-483-4999

消費生活 相談に見る 2019年の 10大項目

国民生活センター(※)では、毎年、消費者問題として社会的注目を集めたものや消費生活相談が多く寄せられたものなどから、その年の「消費者問題に関する10大項目」を選定し、公表しています。2019年は、改元に便乗した消費者トラブル、無登録業者とのバイナリーオプション取引などの「もうけ話」のトラブルが若者を中心に増加したほか、SNSが関連している相談が多く寄せられる年となりました。

(※)法律によってつくられた、消費者庁所管の独立行政法人。くらしをよりよくするために、国や全国の消費生活センター等と協力して、くらしに役立つ情報を提供。消費生活センター等が行う相談業務を支援するとともに、裁判外紛争解決手続き(ADR)や相談解決のための商品テストなどを行っている。

1 若者を中心に 広がる「もうけ話」 のトラブル

・20歳代の若者を中心に「もうけ話」に関するトラブルが年々増加しています。

・例えば、無登録業者とのバイナリーオプション取引※1では20歳代の相談が全体の半数以上を占めたほか、投資用マンション※2

に関するトラブルなどがみられ、注意喚起を行いました。

・友人やSNSで知り合った相手から簡単に儲かると

勧誘され、仕組みやリスクについて理解しないまま契約するケースや、借金をしてまで契約してしまったなど深刻な相談も寄せられました。

※1 為替相場等が上がるか下がるかを予想する金融商品

※2 賃貸や売却等で利益を得ることを目的に購入するマンション

2 ネット関連の 相談は年齢問わず SNSがきっかけ になることも

・年齢問わず、ネットの利用が広がりをみせています。特に、SNSは便利なコミュニケーションツールである一方、書き込みや知り合った相手がきっかけとなり、トラブルになったという相談も寄せられています。また、SNSを通じて犯罪被害に遭ってしまったという報道もみられました。

・その他、ネット等にある広告を見て、通常価格よりも低価格で1回だけ「お試し」のつもりで商品を購入したところ、実は「定期購入」だったという相談も引

3 架空請求に関する 相談 引き続き 新しい手口も

・架空請求に関する相談は2017年から急増し、今年には減少したものの10万件を超える相談が寄せられ、国民生活センターでは最近の手法に対する消費者へのアドバイスをまとめ、情報提供を行いました。

・7月には、料金未納のメッセージがSNSで届き、記載された電話番号に電話をすると二セの消費生活センターを案内され、お金を払うようにとウソの助言をされるという新手の手口も確認されました。

4 高齢者からの相談 依然として多く

・契約当事者が60歳以上の相談が、今年21万件以上寄せられています。これは全体の相談件数の4割を占め、依然多い状況にあります。

・内容をみると架空請求に関する相談や、デジタルコンテンツ、インターネット

引き続き寄せられています。

ト接続回線などの情報通信関連のトラブルに関する相談が多く寄せられています。また、80歳以上になると訪問販売に関する相談の割合が高くなるという特徴もみられ、注意喚起を行いました。

5 なくならない
子どもの事故死亡
事故も

・今年も子どもの事故が発生しています。国民生活センターでは、ベビーベッド使用中に収納扉が不意に開き、乳児の頭部が隙間に挟まり窒息する重大事故や、海水浴中にフロートに乗った子どもが陸からの風により沖に流されてしまう事故について関係省庁と連名で注意喚起を行いました。引き続き、事故防止の取り組みが重要です。

6 「アポ電」と思
われる不審な電話
相次ぐ

・公的機関や実在する企業名、家族をかたり、家族

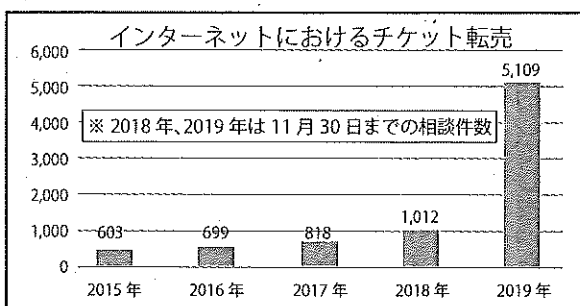
構成や資産状況などを聞きだしたり、所在確認をしようとするいわゆる「アポ電」と思われる不審な電話に関する相談が寄せられました。

・「アポ電」がきっかけとなり、詐欺などに巻き込まれてしまうケースのほか、強盗事件につながっていたという報道もみられました。こうした手口に対して、留守番電話機能の活用や通話録音装置に注目が集まりました。

7 チケット不正転
売禁止法施行相談
件数は5倍以上に
(グラフ1)

・6月にチケット不正転売禁止法が施行され、特定興行入場券の不正転売、不正転売目的の譲受けが禁止となりました。9月に開催されたラグビーワールドカップ2019日本大会では、非公式サイトで購入したチケットは無効と規約に記載していましたが、海外のチケット転売仲介サイトなどの非公式サイトを公式

グラフ1



サイトだと思ひ込み注文してしまった、といった相談が寄せられました。インターネットにおけるチケット転売に関する相談は2018年に比べ5倍以上に増加しています。2020年には「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が日本で開催されることから、今後関連するトラブルにも注意が必要です。

8 改元に便乗した
消費者トラブル発生

・4月30日の天皇陛下(現

上皇陛下)の御退位、5月1日の新元号への改元に便乗した消費者トラブルに関する相談が寄せられました。天皇陛下の退位を記念したアルバムを購入しないかと電話で勧誘されたなどのトラブルや、改元で法律が変わるといふ通知が実在する団体名で届き、口座情報や個人情報を入力して返送してしまったなどの口座情報等やキャッシュカードをだまし取る手口もみられました。

9 キャッシュレス
化が進み関連した
トラブルも

・10月1日の消費税増税のタイミングから一定期間に限り対象店舗において、登録されたキャッシュレス決済で支払いをするとポイント還元を受けられる事業が開始されました。

・キャッシュレス決済では、クレジットカード、デビットカード、電子マネー(プリペイド)やスマートフォン決済(QRコード等)など様々な種

10 各地で自然災害
発生 国民生活セン
ターでも被災地域の
支援を行う

類があります。こうした中、携帯電話会社をかたる偽SMSをきっかけに消費者のキャリア決済が不正利用された、というトラブルがみられ、国民生活センターでは9月に注意喚起を行いました。

・今年も台風・地震などの大規模な災害が発生しました。特に9月、10月に発生した台風は各地に大きな被害をもたらし、災害に便乗した消費者トラブルもみられました。国民生活センターは、11月1日から台風等の被災地域を対象として、通話料無料で消費生活に関する相談を受け付ける、「令和元年秋台風関連消費者ホットライン」を設置し、被災地域の消費者相談支援と、地元の消費生活センター等へのバックアップを行いました。

第48回 佐倉市消費生活展

佐倉市消費生活展実行委員会主催による「第48回佐倉市消費生活展」が、令和2年1月25日（土）と26日（日）にイオンタウンユーカリが丘店西街区1階さくらの広場で開催され、多くの方にご来場いただきました。実行委員会構成12団体が『楽しく学んで 知って得する暮らしのヒント!』をテーマに、それぞれのブースで消費生活に必要な情報と知識、問題点をパネル展示等で提供しました。



通信販売いろいろ 消費者クイズ

問1

次のうち通信販売に該当するのはどれですか。（複数回答可）

- ① テレビショッピング
- ② カタログ通販
- ③ 折り込み広告を見て商品を注文
- ④ インターネットによる商品などの注文

問2

通信販売でバッグを購入した。イメージが違うので返品したい。

- ① 自己都合による返品はできない。
- ② クーリング・オフできる。
- ③ 返品できる場合と、できない場合がある。

答えと解説

問1

① ② ③ ④ いずれも通信販売です。

通信販売は電話やネットなどの通信手段を使って購入する取引です。一度も商品を見たり販売業者と話すことなく取引が完了するため、トラブルが多くなっています。

問2

③

通信販売では、返品の可否や条件などは、販売業者が決めたルール（返品特約）によります。広告に返品に関する記載がない場合に限って、商品到着後、8日間であれば送料自己負担で返品ができます。返品できる条件は様々なので必ず確認してから注文しましょう。また通信販売にクーリング・オフ制度はありません。

通信販売 トラブル

- 1回だけのつもりが定期購入になっていた。
 - 注文した商品が届かない。
 - 偽物や不良品が届いた。
- 注文前に、販売業者の情報、販売条件、返品特約などを必ず確認しましょう。

「消費生活センター」をご存知ですか？

市内在住・在勤の方を対象に、消費生活センターでは消費生活相談員が適切な情報提供やあっせん等により消費者トラブルの解決のお手伝いをします。

消費生活センターは、京成佐倉駅直結のミレニアムセンター佐倉3階にあります。まずはお気軽にご相談ください。

また出前講座も行っていますのでお問い合わせください。

消費生活相談電話 043-483-4999
毎週月～金曜日・第3土曜日/9時～12時・13時～16時

開所・相談日変更のお知らせ

現在、平日月曜日から金曜日、第3土曜日に開所・相談を受け付けておりましたが、4月からは平日のみの開所・相談となります。

開所・相談日外の相談先 ☎188

消費者トラブル対策本 くらしの豆知識

くらしの豆知識は、消費者トラブルの対策に役立つ情報や、日常生活にかかわりの深いテーマを幅広く取り上げ、コンパクトにまとめた冊子です。あなたの身近な知識の源として、役立ててください。



掲載例
 スマホ決済、便利だけど…
 だまされないで！ネット通販の詐欺的サイト
 突然現れる偽のセキュリティ警告画面
 ネット通販で購入した製品による事故

配布場所：消費生活センター・本庁自治人権推進課
(おひとり様1冊)

簡単に稼げるぞ！

情報商材のトラブルに注意！

相談概要

過去にも副業や投資、ギャンブル等で高収入を得るためのノウハウ等を提供するという情報商材を契約したが、全く儲からなかった。その後も簡単に稼げる方法をインターネット上で探していたら「何もしなくても1年後の今日までに2億円の資産を稼いでいることが確定しました！」とスマートフォンにメッセージが届いた。2億円稼ぐ方法を確認できると思い動画を見たが、メッセージを送信した人物のプロフィールの紹介動画だった。動画を見続けていくうちに情報商材のシステムを使えば自動でお金が増やせると思ったので内容は理解していなかったが、参加費10万円をクレジットカードでA社に支払った。しかし登録がうまくいかずシステムに進めなかった。その間も簡単に稼げるというメッセージが次々と届いており、別の人物から「毎週20万円の収入を約束する」

処理概要

このメッセージが届き、その人のSNS（*1）に登録した。メッセージには「競馬には競走馬と騎手という2つのキーポイント」と書かれていて毎週20万円稼いでもらうために5万円だけ準備して欲しいと伝えられた。毎週確実に20万円稼げるなら月収80万円になると思い、クレジットカードでB社に申し込んだが、大金が稼げる情報を何も提供されていない。また同じタイミングで更に違う人物から「人生を変えるアプリを完全無料」とメッセージが届いた。「無料通話アプリの通知音を確認するだけ」「全額返金保証」の言葉に惹かれ、クレジットカードでC社に申し込んだ。その後指示通りに登録しようとしたが設定ができない。当初の説明と違うのでやめたい。（40代女性）

（*1）ネット上で友人や知らない誰かとつながって交流することを目的としたサイブスの総称

消費生活センター（以下、センター）で契約状況を確認しました。

契約日	A社	平成31年3月27日
	B社	平成31年4月1日
	C社	平成31年4月7日
競馬情報		105,800円
無料通話アプリの通知音を利用した情報収集		158,000円

情報収集

本契約は通信販売にあたり、相談者から契約の経緯を聞き取り、信販会社に相談の上、決済代行会社へ書面にて契約の経緯と解約・取り消し・返金を申し出るよう助言しました。書面申し出後、センターより決済代行会社に確認の上、販売会社へ連絡し以下の問題点を指摘しました。

①要請していない人に対し許可なく一方的にメッセージを送っていること

②簡単に高額収入を得られることを強調する広告
③無料とうたっているが実際は高額な費用が必要なこと
④広告や説明と異なり儲からない、サポートや返金保証が無いこと

後日販社より回答がありました。A社は「同意欄にチェックし申し込みをしている。実績もある」と主張しましたが、再度交渉後7割の返金（74,060円）で合意し、返金されました。B社は「全て説明した上で申し込みしており返金はできない」と主張、内容を確認したが明確な回答はありませんでしたが再度問題点を指摘したところ、事業者は7割の返金（110,600円）を承諾し返金されました。C社は「設定は遠隔操作可能、参加費は回収できるシステム。4割なら返金に応じる」と回答がありました。最終的に55%の返金を承諾し、約束の期日から遅れて返金（58,190円）されました。

消費者へのアドバイス

○全国の消費生活センター等には「1日数分の作業で月に数百万円を稼ぐ」「〇万円が〇億円になる投資法」といったお金儲けのノウハウと称して、インターネット等で取引される情報商材に関連する相談が増加しています。情報商材そのものだけでなく、情報商材をきっかけに高額なコンサルテーションやビジネスセミナー、ソフトウエア等を契約させられるケースもあり、契約書にもアフィリエイト、ビジネスサポート、コンサルティング、業務委託等の名称が用いられていることがあります。

○情報商材は契約前に中身を確かめることができませぬ。購入してみたら広告や説明と違ったというトラブルが絶えません。少しでも怪しいと思ったら安易に事業者へ連絡しないでください。
○簡単に稼げることばかりを強調されているが、内容が理解できなかった、説明に不安がある場合は契約をしないでください。高額を支払うをするためにクレジットや借金を勧められても応じないでください。

困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

IV 参考資料

佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例

(佐倉市条例第33号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定により、佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって市民の消費生活の安定向上に資するため、佐倉市消費生活センター(以下「消費生活センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第3条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
佐倉市消費生活センター	佐倉市宮前三丁目4番地1

(業務)

第4条 消費生活センターの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。
- (2) 消費生活に関する講座等の開催及び資料等の展示に関すること。
- (3) 消費生活に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 消費者に対する自主活動の場の提供に関すること。
- (5) その他消費生活センターの設置目的を達成するために必要な業務

(使用の承認)

第5条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認をする場合において、市長は、消費生活センターの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、消費生活センターの使用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的とする行為を行うおそれがあると認められるとき。
- (4) 管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用の承認の取消し等)

第7条 市長は、第5条の規定による使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第5条第2項の規定による承認の条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により使用の承認を受けた事実が明らかと認められるとき。
- (4) その他消費生活センターの管理上支障があると認められるとき。

2 市長は、消費生活センターの管理運営上やむを得ない事情が生じた場合は、承認の変更又は取消しをすることができる。

3 市長は、第1項に規定する使用の承認の取消しにより使用者に損害を生じても、その賠償の責めを負わない。

(使用期間)

第8条 別表に規定する施設の利用者は、引き続き2日を超えて当該施設を使用することができない。ただし、市長が支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第9条 利用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備)

第12条 利用者は、消費生活センターを使用する場合において、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、消費生活センターの施設及び附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(消費生活センター運営協議会)

第14条 消費生活センターの運営に関する重要事項を調査研究するため、佐倉市消費生活センター運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

3 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、消費生活センターの管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年11月1日から施行する。

附 則(平成25年12月24日条例第39号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月29日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、平成30年4月1日以後の佐倉市消費生活センターの使用に係る使用料について適用する。

別表（第5条、第9条関係）

使用単位 使用区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
活動コーナー	330円	450円	780円

備考

- 1 市内に在住、在学又は在勤する者以外の者が使用する場合は、使用単位における使用料の10割の額を割増使用料として別に徴収する。
- 2 使用単位を超過した場合又は使用単位に記載された時間以外の使用を認めた場合は、1時間（1時間未満の場合は、1時間とみなす。）につき、その使用が午後1時までのときは午前9時から正午までの欄に、午後1時以降のときは午後1時から午後5時までの欄にそれぞれ規定する額から算定した1時間当たりの額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を使用料として徴収する。この場合において、割増使用料の対象となるときは、当該使用料に併せて徴収する。

佐倉市消費生活センターの管理及び運営に関する規則

(佐倉市規則第65号)

(趣旨)

第1条 この規則は、佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例(平成11年佐倉市条例第33号。以下「条例」という。)第15条の規定により、佐倉市消費生活センター(以下「消費生活センター」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開所時間)

第2条 消費生活センターの開所時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、その時間を変更することができる。

(休所日)

第3条 消費生活センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

(活動コーナーの使用時間)

第4条 条例別表に規定する施設(以下「活動コーナー」という。)の使用時間は、準備又は原状に復するため要する時間を含むものとする。

2 活動コーナーを使用する場合において、使用開始後の使用時間の延長は、これを認めない。ただし、市長が他の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用の承認の申請)

第5条 条例第5条第1項の規定により活動コーナーの使用の承認を受けようとする者は、佐倉市消費生活センター活動コーナー使用承認申請書により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、使用月の2月前から3日前まで(消費者団体等の申請にあっては、使用月の3月前から3日前まで)に行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 市長は、申請書の提出の際に必要な書類を添付させることができる。

(使用の承認)

第6条 市長は、前条第1項の申請を承認したときは、当該申請をした者に対し、佐倉市消費生活センター活動コーナー使用承認書を交付するものとする。

2 使用の承認は、申請の順にこれを行い、申請が同時に行われたときは、協議又は抽選によりこの順を決定するものとする。ただし、公用又は公益上市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の取消し又は変更等)

第7条 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、活動コーナーの使用を取消し、又は変更しようとするときは、佐倉市消費生活センター活動コーナー使用取消(変更)承認申請書に承認書を添えて速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、佐倉市消費生活センター活動コーナー使用取消(変更)承認書を使用者に交付するものとする。

3 市長は、条例第7条の規定により活動コーナーの使用を取消し、又は変更したときは、佐倉市消費生活センター活動コーナー使用取消(変更)通知書により使用者に通知するものとする。この場合において、使用者は、直ちに活動コーナーを原状に回復しなければならない。

(使用料の納入)

第8条 使用者は、使用料を承認書の交付の際に納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、別に納期を指定して使用料を納入させることができる。

(使用料の減免)

第9条 条例第10条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消費者団体又は公益的活動を目的とする団体が使用するとき 免除
- (2) 国、県又は本市が使用するとき 免除
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が別に定める割合

(使用料の還付)

第10条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき 全額
- (2) 使用者が使用日の10日前までに使用を取消したとき 全額
- (3) 使用者が使用日の3日前までに使用を取消したとき 半額

(図書貸出しの手続)

第11条 消費生活センターの図書の貸出しを受けようとする者は、図書利用申込書により市長の承認を受けなければならない。

(図書貸出冊数及び期間)

第12条 図書の貸出しは、1人2冊以内とし、貸出期間は、10日以内とする。

(貸出しをしない図書)

第13条 市長が指定した図書は、貸出しを行わない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(図書の補償)

第14条 利用者が図書を亡失又は損傷したときは、市長は、その利用者に補償させることができる。

(教材等の貸出しの手続)

第15条 消費生活センターの教材及び教具(以下「教材等」という。)の貸出しを受けようとする者は、佐倉市消費生活センター教材等利用申請書により、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の申請は、利用しようとする月の2月前から利用しようとする日までに行うものとする。

(教材等の貸出しの種類、数量及び期間)

第16条 教材等の貸出しは、1人3種類以内で5点以内とし、期間は、5日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(貸出しをしない教材等)

第17条 市長が指定し、又は消費生活センターの事業で使用することが予定されている教材等については、貸出しを行わない。

(教材等の補償)

第18条 利用者が教材等を亡失又は損傷したときは、市長は、利用者に補償させることができる。

(承認書の提示)

第19条 承認書は、その承認に係る施設を使用する際に、職員に提示しなければならない。

(遵守事項)

第20条 消費生活センターを使用する者は、職員の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容定員を超えないこと。
- (2) 施設等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (3) 指示された場所以外は、出入りし、又は使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで、備品、器具等及び附属設備を移動し、または使用しないこと。
- (5) 許可を受けないで、宣伝、勧誘、文書若しくは図書の配布又はこれに類する行為をしないこと。
- (6) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(職員の立入り)

第21条 使用者は、職員が消費生活センターの管理上、立入りを要請したときは、これを拒むことはできない。

(事業計画及び事業報告)

第22条 消費生活センターが年次計画に基づいて執行する事業は、その計画及び実施状況について、佐倉市消費生活センター運営協議会（以下「協議会」という。）に報告しなければならない。

(協議会の構成)

第23条 協議会の委員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消費者団体の代表 7人以内
- (2) 経済団体等の代表 3人以内
- (3) 市民 4人以内
- (4) 学識経験者 1人

(委員長及び副委員長)

第24条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第25条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は年2回、臨時会は必要に応じ招集する。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の庶務)

第26条 協議会の庶務は、消費生活センターにおいて処理する。

(補則)

第27条 この規則に定めるもののほか、消費生活センターの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 12 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日規則第 17 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 8 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 16 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 15 日規則第 15 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

佐倉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(平成 28 年 3 月 24 日条例第 8 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、佐倉市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(相談日時)

第 2 条 法第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の事務を行う日は消費生活センターの休所日以外の日とし、当該事務を行う時間は午前 9 時から午前 12 時まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、その日時を変更することができる。

(所長及び職員)

第 3 条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する所長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(試験に合格した消費生活相談員の配置)

第 4 条 消費生活センターには、法第 10 条の 3 第 1 項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）附則第 3 条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第 5 条 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第 6 条 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第 7 条 消費生活センターは、法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

不用品交換実施要領

(趣旨)

第1条 資源やエネルギーの有効利用を促進し、不用品の交換を通じて市民の交流を図るために、市が不用品の交換に関する情報の提供を行う。

(申込み)

第2条 不用品を交換しようとする者は、「不用品交換申込書」により消費生活センターに申し込むものとする。この場合において、不用品の交換は無料とし、同じ品物の交換の申込みは2回までとする。

(受付)

第3条 市は、不用品を提供する者、不用品の提供を希望する者を別に登録して、広報等により広く市民に紹介する。

(取引)

第4条 市は取引に立会いはせず、取引は当事者間で行うものとする。

2 取引において生じたトラブルは両者で解決し、市は責任を負わないものとする。

3 取引の結果は必ず市に連絡するものとする。

(受付品目)

第5条 不用品の交換の受付品目は、書籍、自転車、衣類、日用雑貨、スポーツ用品、家具、学用品、レコード類、楽器、おもちゃ等とする。

(広報)

第6条 不用品の交換に関する情報は、市の広報誌15日号に掲載するものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

消費対策の概要

令和2年9月 発行

編集・発行 佐倉市市民部

消費生活センター

〒285-0005

佐倉市宮前三丁目4番地1

TEL 043-483-3010

FAX 043-483-8604

相談専用 043-483-4999